

クコトハ認メストノ意ナリ
十四番

交渉団体ニ就テハ極力当局ニ交渉スルト云ハ其ノ真相如何ナリヤ
番外四番

我々ニ要求ニテ居ル団体交渉権ハ諸君ノ意見ト多クノ懸隔アルコト思ヒリヤ
見テ速ニ労働法案ヲ議令ニ出スト世奇トシテ我々ヲ除外ノ例トスル旨折間
敷等ヲ依リテ反社運動ヲ起スルニ就テハ各支部トハ協議中ナリ

海軍本都ヲ當局トシテハ私人トシテ接見ヲヤリ団体ノ交渉トハ認メサルナリ
現在ノ労働組合ニ相當ノ交渉権アリテ以上団体交渉権ヲ獲得スルヤ
要下キヤシキヲ十明

二七番
海軍聯合ニ労働組合ヲ認メサル所以ヲ質問ス

二八番
コトニ同意

当局ノ答辯及説明ニ就テ満足

十五番

八時間制度ノ件質問

番外三番

八時間制可否ニ就テハ論ズル時ニ非ズ行キワリタルコト問題ヲ如何ニ展開シ
テヨキヤ諸君ノ力可キラン

二七番

個人單位ノ政黨組織ニ関スル件聯盟政治部ニ役員ヲ設ケテ之ノ方面ニ力

三三番
ニテ實ニ度イ

十五番
質問ニ對スル答辯

十五番

二番
八時間制ノ件ニ就テハ番外三番上番外ニ番トノ説明ニテ満足セリ

一、吾等ニテ団体權ヲ維持一面労働法案ニ於テハ除外例ヲ實施サシ度クナト云
フ其ノ上條ハ當然ナリト思考サルヤ
議長ノ前質問ヲ補充ス